



県章

三重県公報

昭和62年2月10日 火曜日 第11556号

目次

告示

- 指定医療機関からの廃止の届出 (社会課) 2
- 家畜等の移入禁止 (畜産課) 2
- 土地収用法の規定による事業の認定 (調整課) 3
- 道路の区域変更及びその関係図面の縦覧 (道路維持課) 3
- 道路の供用開始及びその関係図面の縦覧 (同) 4
- 公有水面埋立竣功認可及びその関係書類の閲覧 (河川課) 5
- 証紙の売りさばき人の指定の取消し (管理課) 6
- 証紙の売りさばき所の新設の承認 (同) 6
- 証紙の売りさばき所の所在地の変更 (同) 7

公安委告示

- 幹部警察官派出所、警察官派出所、警察官駐在所及び検問所の名称、位置及び所管区の一部改正 (公安委員会) 7

内水面告示

- 第5種共同漁業権の昭和62年度の増殖計画量の決定 (内水面漁場管理委員会) 8

公告

- 種畜証明書の交付 (畜産課) 9
- 土地改良区定款変更の認可 (耕地課) 9
- 同 件 (同) 9
- 土地改良事業計画を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧 (同) 9
- 同 件 (同) 10
- 同 件 (同) 10
- 換地処分した旨の届出 (農村整備課) 11
- 港湾隣接地域指定に関する公聴会の開催 (港湾課) 11
- 都市計画の変更図書の写しの縦覧 (都市計画課) 11
- 同 件 (同) 11
- 同 件 (同) 12

正 誤

○ 昭和60年12月20日付け三重県公報第11441号 (耕地課) 12



三重県告示第67号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があつた。

昭和62年2月10日

三重県知事 田 川 亮 三

指定医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日
かすみがうら 調剤薬局	伊藤 乃 婦	四日市市八田1-13-17	61. 11. 30
小山田病院	医療法人 社団主体会	四日市市山田町5500-3	61. 11. 14
津新町調剤薬局	松島 均	津市八町1丁目2-28	61. 10. 4
久藤医院	久藤 賢之雄	津市海岸町15-7	58. 10. 15
国府医院	国府 丈夫	津市八幡町106	61. 8. 20
沢田小児科医院	沢田 千代	久居市東鷹跡町207-1	60. 10. 31
服部歯科医院	服部 堯	上野市佐那具町640	61. 11. 19
高森歯科診療所	高森 四朗	多気郡明和町斎宮3015	61. 11. 6

三重県告示第68号

家畜伝染病予防法施行細則(昭和48年三重県規則第35号)第8条の規定により、家畜伝染病のまん延を防止するため、次のとおり家畜等の移入を禁止する。

昭和62年2月10日

三重県知事 田 川 亮 三

- 移入禁止の目的
ニューカッスル病のまん延防止のため
- 移入禁止の対象となる家畜の種類及び範囲
鶏及びその死体並びにニューカッスル病の病原体を広げるおそれのある物品
- 移入禁止区域
大阪府枚方市及び交野市全域
- 移入禁止期間
昭和62年2月10日から当分の間

三重県告示第69号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

昭和62年2月10日

三重県知事 田 川 亮 三

- 起業者の名称
大山田村
- 事業の種類
体育館、プール及び運動公園建設事業
- 起業地
(1) 収用の部分
三重県阿山郡大山田村大字平田字北新田地内
(2) 使用の部分
三重県阿山郡大山田村大字平田字北新田地内
- 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
大山田村総務課

三重県告示第70号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から3月間縦覧に供する。

昭和62年2月10日

三重県知事 田 川 亮 三

第1

- 道路の種類 県道
- 路線名 平野亀山線
- 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
鈴鹿市和泉町字城之上210-1番地先から	旧 新	4.50~15.00	800.00
鈴鹿市小田町字宮之前412-1番地先まで	新	10.00~31.00	800.00

第2

- 道路の種類 県道
- 路線名 三行上野線

3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
安芸郡河芸町大字久知野字里前1724-1番地先から		旧	3.00~9.80	700.00
安芸郡河芸町大字上野字大道3517-1番地先まで		新	11.00~19.50	700.00

第3

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 368号
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡勢和村大字朝柄ドンド2977番地先から		旧	3.50~11.00	1,893.00
多気郡勢和村大字古江字小々田1168番3地先まで		旧新	10.00~46.00	1,883.00

第4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 亀山白子線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市市府町字東木曾田3520-1番地から		旧	8.00~12.50	505.50
鈴鹿市市府町字治家3312-1番地まで		新	10.00~15.00	505.50

第5

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 260号
- 3 道路の区域

区	域	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡南勢町大字田曾浦字シウズ2347番地先から		旧新	2.90~22.50	2,027.00
度会郡南勢町大字宿浦字ヲカサキ408-1番地先まで		新	11.00~63.00	1,817.00

三重県告示第71号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日

から3月間縦覧に供する。

昭和62年2月10日

三重県知事 田川亮三

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 三行上野線	安芸郡河芸町大字三行字小林1361番地先から 安芸郡河芸町大字三行字榎本470-1番地先まで	昭和62年2月10日
県道 三行庄野線	鈴鹿市御園町字六斗蔦3749-1番地から 鈴鹿市御園町字六斗蔦3752-3番地まで	昭和62年2月10日
県道 一身田豊野久居線	津市大字野田字竜ヶ鼻2423-1番地先から 津市大字野田字竜ヶ鼻2479-1番地先まで	昭和62年2月10日
県道 勢和兄国松阪線	多気郡多気町大字津留字岩脇353-7番地先から 多気郡多気町大字津留字北野垣内364-31番地先まで	昭和62年2月10日
一般国道 260号	度会郡南勢町大字田曾浦字シウズ2347番地先から 度会郡南勢町大字田曾浦字イケジリ4720-8番地先まで	昭和62年2月10日

三重県告示第72号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり竣功認可をした。

なお、関係書類は、浜島町役場に備え置いて、この告示の日から起算して10年間縦覧に供する。

昭和62年2月10日

三重県知事 田川亮三

- 1 竣功認可年月日及び番号
昭和62年2月10日
三重県指令河第186号
- 2 免許年月日及び番号
昭和60年11月18日
三重県指令河第1819号
- 3 竣功認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名
津市広明町13番地
三重県
代表者
津市観音寺町446番地の20
三重県知事 田川亮三

4 埋立て場所

志摩郡浜島町大字迫子字小迫子508番の11、508番の4及び508番の9地先の公有水面並びに字矢ヶ田谷493番の4、495番の2、495番の1及び494番、字小迫子山482番、字東山463番及び463番の1、字的ヶ浜462番並びに字カタ461番の1、461番の4、461番の3及び461番の2地先の国有道路敷をはさむ公有水面

5 竣功面積

1,220.39㎡

6 埋立地の用途及び面積

(1) 護岸敷地(国有地)

195.58㎡

(2) 道路用地(県有地)

1,024.81㎡

三重県告示第73号

三重県証紙条例(昭和40年三重県条例第12号)第5条第1項の規定により指定した次の証紙の売りさばき人について、その指定を取り消した。

昭和62年2月10日

三重県知事 田川亮三

証紙の売りさばき人の種別	証紙の売りさばき人の名称	住所
小売りさばき人	赤目農業協同組合	名張市赤目町相454番地の12
〃	小川郷農業協同組合	度会郡度会町中之郷
〃	迫子農業協同組合	志摩郡浜島町大字迫子
〃	阿曾農業協同組合	度会郡大宮町大字阿曾
〃	七保農業協同組合	度会郡大宮町大字野原1321-5
〃	波瀬農業協同組合	飯南郡飯高町大字波瀬436-3
〃	野後農業協同組合	度会郡大宮町大字滝原1000
〃	港農業協同組合	松阪市荒木町24-3

三重県告示第74号

三重県証紙条例(昭和40年三重県条例第12号)第5条第1項の規定により指定した証紙の売りさばき人の証紙の売りさばき所の新設を次のとおり承認した。

昭和62年2月10日

三重県知事 田川亮三

証紙の売りさばき人の名称	新設の証紙売りさばき所		
	名称	所在地	新設年月日
名張市農業協同組合赤目支所	名張市農業協同組合赤目支所	名張市赤目町丈六238番地1	昭和62年2月2日
度会町農業協同組合	度会町農業協同組合小川郷支所	度会郡度会町中之郷1155番地2	昭和62年2月2日

三重県告示第75号

三重県証紙条例(昭和40年三重県条例第12号)第5条第1項の規定により指定した証紙の売りさばき人の証紙の売りさばき所の所在地について、次のとおり変更があつた。

昭和62年2月10日

三重県知事 田川亮三

証紙の売りさばき人の名称	証紙の売りさばき所の名称	所在地	
		旧	新
名張市農業協同組合	名張市農業協同組合本所	名張市栄町2947番地	名張市夏見96番地
度会町農業協同組合	度会町農業協同組合本所	度会郡度会町棚橋1691番地の1	度会郡度会町大野木1858番地

公安委員会告示

三重県公安委員会告示第5号の2

幹部警察官派出所、警察官派出所、警察官駐在所及び検問所の名称、位置及び所管区(昭和45年三重県公安委員会告示第1号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

昭和62年2月10日

三重県公安委員会委員長 宇治土公貞幹

表桑名警察署の項中「東鍋屋町、大字安永の一部(安永一丁目、東洋町、宮西町)」を「東鍋屋町」に、「大字江場の一部(東新町を除く。)」を「大字江場の一部(東新町を除く。、大字安永、大字和泉、大字小泉、大字大貝須、大字福江、大字萱町、大字福地、大字立田町、大字大平町、大字福岡町」に、

久米警察官駐在所 桑名市大字志知	桑名市のうち 大字志知、大字島田、大字友村、大字坂井の一部(茶山、奥山を除く。)、大字赤尾、西正和台一丁目、西正和台二丁目、西正和台三丁目、西正和台四丁目、西正和台五丁目
城南警察官駐在所 桑名市大字和泉	桑名市のうち 大字安永の一部(安永一丁目、東洋町、宮西町を除く。)、大字和泉、大字小泉、大字大貝須、大字福江、大字萱町、大字福地、大字立田町、大字大平町、大字福岡町

を

久米警察官駐在所 桑名市大字志知	桑名市のうち 大字志知、大字島田、大字友村、大字坂井の一部(茶山、奥山を除く)、大字赤尾、西正和台一丁目、西正和台二丁目、西正和台三丁目、西正和台四丁目、西正和台五丁目
---------------------	---

に改め、同表亀山警察署の項中「椿世町」を「椿世町、高塚町、上野町、小下町」に改め、同表鈴鹿警察署の項中「三日市三丁目」を「三日市三丁目、三日市南一丁目、三日市南二丁目、三日市南三丁目」に、「道伯町」を「道伯町、道伯一丁目、道伯二丁目、道伯三丁目、道伯四丁目、道伯五丁目」に改める。

内水面告示

三重県内水面漁場管理委員会告示第2号

第5種共同漁業権に係る昭和62年度の増殖計画量を次のとおり定めた。

昭和62年2月10日

三重県内水面漁場管理委員会
会長 藤 岡 寛

(単位 kg)

漁業権番号	漁業協同組合名	魚 種							
		あゆ	あめご	にじます	おいかわ	こい	ふな	うなぎ	
三重 内共第1号	桑員河川	375	50	100	50	50	50	-	
2号	菰野町内水面	-	75	15	-	-	-	-	
3号	鈴鹿川	150	25	50	-	-	-	-	
4号	安濃川	150	25	-	-	-	-	-	
5号	雲出川	1,163	100	-	-	-	-	-	
6号	中村川	225	50	50	25	-	-	-	
7号	伊賀川	563	75	25	25	50	-	-	
8号	服部川上流	150	50	-	-	-	-	-	
9号	名張川	750	50	25	25	50	-	-	
10号	青蓮寺川香落 非出資	188	-	-	-	50	-	-	
11号	長瀬太郎生川	563	100	-	25	50	-	-	
12号	榑田川第一	188	-	-	50	150	150	-	
13号	榑田川河川	450	-	-	25	-	-	-	
14号	香肌峡	450	-	-	-	-	-	-	
15号	榑田川上流	450	50	-	25	-	-	-	

16号	宮川	375 (人工化 300万枚)	50	-	25	50	-	100
17号	宮川上流出資	750	100	40	25	50	50	100
18号	大内山川 非出資	563	50	-	-	-	-	-
19号	赤羽川	100	-	-	-	-	-	-
20号	銚子川	38	-	-	-	-	-	-
21号	銚子川	113	25	25	-	-	-	-
22号	大又川飛鳥五郷	375	-	-	-	-	-	-

公 告

三重県種畜検査条例(昭和32年三重県条例第7号)第8条の規定により、次のとおり種畜証明書を交付した。

昭和62年2月10日

三重県知事 田 川 亮 三

「次」は、省略し、種畜証明書交付者名簿を三重県農林水産部畜産課に備え置いて縦覧に供する。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、松阪堀坂川沿岸地区土地改良区(松阪市伊勢寺町15番地の1)の定款変更を昭和62年2月3日認可した。

昭和62年2月10日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、鶴山土地改良区(名張市鶴山848番地)の定款変更を昭和62年2月3日認可した。

昭和62年2月10日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、美杉村営土地改良事業(第三期山村振興農林漁業対策事業的場阿なで地区ほ場整備)は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和62年2月10日

三重県知事 田 川 亮 三

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 条例の写し

2 縦覧の期間

昭和62年2月10日から同年3月2日まで

3 縦覧の場所

美杉村役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、山神土地改良区から申請のあつた新規土地改良事業（非補助土地改良事業山神地区区画整理）は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和62年2月10日

三重県知事 田川亮三

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 定款の写し

2 縦覧の期間

昭和62年2月10日から同年3月2日まで

3 縦覧の場所

玉城町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、伊賀町営土地改良事業（県単土地基盤整備事業野田池地区ため池）は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和62年2月10日

三重県知事 田川亮三

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 条例の写し

2 縦覧の期間

昭和62年2月10日から同年3月2日まで

3 縦覧の場所

伊賀町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、美里村から換地処分（三守田地区）をした旨、届出があつた。

昭和62年2月10日

三重県知事 田川亮三

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第2項の規定により、長島港に係る港湾隣接地域指定に関する公聴会を次のとおり開催する。

昭和62年2月10日

長島港港湾管理者の長

三重県知事 田川亮三

港名	公聴会の日時	公聴会の場所	指定予定港湾隣接地域
長島港	昭和62年2月20日(金) 午後1時30分から	北牟婁郡紀伊長島町長島 紀伊長島町民体育館	呼崎名倉・西長島・江ノ浦・中島地区の各一部

指定予定港湾隣接地域を示す図面は、三重県土木部港湾課及び所管土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により伊勢都市計画下水道の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供する。

昭和62年2月10日

三重県知事 田川亮三

1 都市計画の種類

茶屋都市下水路

2 縦覧場所

三重県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により桑名都市計画公園の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供する。

昭和62年2月10日

三重県知事 田川亮三

1 都市計画の種類

2・2・52 深谷第二公園

- 2・2・72 長儘公園
- 2・2・73 南高砂公園
- 2・2・74 高砂公園
- 2・2・75 深川公園

2 縦覧場所

三重県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により御浜都市計画道路の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供する。

昭和62年2月10日

三重県知事 田 川 亮 三

1 都市計画の種類

- 3・5・1 岡平見線
- 3・5・3 萩内塚ノ元線
- 3・5・5 松原岡線
- 1・小・1 阿田和奥地線
- 1・小・4 端地堀口線

2 縦覧場所

三重県土木部都市計画課

正 誤

昭和60年12月20日付け三重県公報第11441号に登載した、土地改良区役員の退任及び就任の届出の公告中

ページ 行 誤 正
 12 下から8 会津 由衛 會津 由衛

毎週火、金曜日発行
 購読料(送料共) 1箇月 2,200円
 1箇年 26,400円

昭和62年2月10日印刷発行
 津市広明町13番地
 三 重 県
 印刷 三重県総務部学事文書課